

地方消費税

納める人

国内取引(譲渡制)・・・物品の販売や貸し付け、サービスの提供を行った事業者
輸入取引(貨物制)・・・輸入貨物を保税地域(外国貨物を一時保管等できる特定の場所)から引き取る人

※地方消費税は、事業者が販売する物品やサービスの価格に転嫁されて、最終的に消費者が負担します。

納める額

区分		税率	
		標準税率	軽減税率
地方消費税		2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
参考	消費税	7.8%	6.24%
	合計	10%	8%

※軽減税率の対象となるのは、酒類及び外食を除く飲食物品並びに週2回以上発行される定期購読の新聞です。

申告と納税

国内取引(譲渡制)・・・当分の間、消費税と併せて税務署に申告し、納めます。
輸入取引(貨物制)・・・消費税と併せて税関に申告し、納めます。

市町村への交付

国から県に払い込まれた地方消費税は、消費に関する指標に基づき、各都道府県間で清算されます。そして、清算後の金額の2分の1相当額が、人口比率などにより県内の市町村に交付されます。

インボイス制度

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が導入されました。

適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

- インボイス制度
特設サイト(国税庁)



- お問い合わせが多い
ご質問など(国税庁)



- 相談窓口
一覧表(国税庁)

